

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、上場企業としての社会的責任を認識し、株主をはじめとした顧客、取引先、従業員等から信頼を獲得し、継続的な株主利益の増大を実現するため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を経営の重要課題と位置付け、「経営の透明性の確保と迅速・明確な意思決定」「コンプライアンス経営の強化」「株主への説明責任の充実」「リスクマネジメントの構築」及び「企業倫理の確立」に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しているため、本欄に記載すべき事項はございません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
星医療酸器取引先持株会	488,360	14.79
株式会社エム・エス・アール	392,400	11.88
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド ストック ファンド(プリンシパル オールセクター サポートフォリオ)	292,864	8.87
星 和男	178,590	5.41
星 幸男	177,700	5.38
星 孝子	156,620	4.74
星 昌成	98,620	2.99
星医療酸器従業員持株会	73,247	2.22
榎本 誠	62,200	1.88
小池酸素工業株式会社	59,895	1.81

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	13 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
八木 雄一	税理士										△	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
八木 雄一	○	会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役 独立役員に指定しております。	辻・本コンサルタント(株)の代表取締役であり、 税理士として、財務及び会計に関して豊富な経験と専門知識を有することから社外取締役役に選任しております。また、当社との間に特別利害関係等はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査に関しては、内部監査室と監査役及び監査法人と連携を取りながら、業務の適正な運営、社内規定との整合性等について年度計画に基づき実施しております。
また、監査役会と監査法人との相互連携については、情報交換会を年4回開催し、お互いのコミュニケーションを図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
徳田 孝司	税理士										○			
石尾 肇	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
徳田 孝司		会社法第2条第16号に定める社外監査役	辻・本郷税理士法人の理事長であり、財務及び会計に関する専門知識を有することから社外監査役に選任しております。また、当社との間に特別利害関係等はありません。
石尾 肇	○	会社法第2条第16号に定める社外監査役 独立役員に指定しております。	石尾公認会計士事務所所長であり、財務及び会計に関する専門知識を有することから社外監査役に選任しております。また、当社との間に特別利害関係等はありません。

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	2名
-------------------------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者については、有価証券報告書において、連結報酬等の総額及び連結報酬等の種類別の総額を個別開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2019年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

なお、取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

取締役(社外取締役を除く)	256,050千円
監査役(社外監査役を除く)	16,740千円
社外役員	2,100千円

上記報酬額には2019年3月期中に計上した役員退職慰労引当金繰入額17,400千円(取締役17,100千円、社外役員300千円)が含まれております。2019年3月期末現在の人員は、取締役11名、監査役4名(うち社外監査役2名)であります。

なお、無報酬の社外監査役が1名在任しております。

取締役及び監査役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内(以下に記載)において取締役会で決定しており、取締役及び監査役の報酬額を、取締役会の授権を受けた代表取締役及び取締役会長が、業績貢献や業務執行状況を勘案して決定しております。

取締役の報酬限度額は、平成11年6月29日開催の第25回定時株主総会において月額50,000千円以内と決議されております。

監査役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の第35回定時株主総会において月額4,000千円以内と決議されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、取締役会及び監査役会の事務局として総務部が、窓口としてサポートしております。重要な情報については、必要な都度、代表取締役社長及び常勤監査役より、直接社外監査役に対して報告・説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(企業統治の体制の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由)

当社は、監査役会制度を採用しており、2019年3月期末において、取締役は11名、監査役は4名(内、社外監査役2名)となっております。

社外監査役につきましては、会社の最高権限者である代表取締役などと直接の利害関係のない有識者や経営者等から選任することにより、経営の健全化の維持・強化を図っております。

<取締役会>

取締役会は原則として月1回以上開催し、取締役会規程に基づき経営並びに業務執行に関する審議・決定報告を行っております。これらの取締役会には監査役も出席し、取締役の業務の執行状況を監視しております。

また、経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しており、取締役数の適正化を図ることでの確かつ迅速な経営判断ができる体制を整えております。グループ全体の運営については、当社取締役会などにおいて適宜審議及び報告が行われております。

なお、取締役会の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと定めております。

<監査役会>

監査役全員をもって構成し、取締役会への出席、決裁書の検閲などを通じ、取締役会の意思決定過程及び取締役の業務執行状況について監査

しております。

<経営会議>

取締役、監査役及び執行役員、幹部社員の出席のもと経営会議を原則として月1回以上開催し、取締役会の決議事項内容、事業運営に関する法改正等の内容の連絡および各事業の予算実績の検討と業務執行状況をチェックするとともに、グループ全体の業務運営上の問題点、リスク管理への対応を検討しております。

<会計監査業務の執行>

会計監査業務の執行は、太陽有限責任監査法人に所属する、公認会計士大木智博氏、竹原玄氏であります。補助者は、公認会計士9名、その他12名で構成されております。

<監査報酬の決定方針>

監査報酬の決定方法は、当社の事業規模・業務の特性等の要素を勘案した監査計画の説明を基に合理的な監査時間を見積り、監査報酬額を決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会及び監査役会設置会社であります。

取締役会及び監査役会を設けるとともに、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。

取締役会の下部組織として、内部統制推進委員会を設置しております。

内部統制推進委員会を中心に、財務報告に係る内部統制体制の整備、リスクマネジメントやコンプライアンスの推進、個人情報保護対策等に努めております。法令遵守活動に向けた取組みの一環として、当社の社員を対象とした、コンプライアンス教育を実施しております。

財務報告に係る内部統制の有効性を内部統制推進委員会が評価し、取締役会において、その活動内容及び進捗状況を報告しております。

個人情報を含む重要情報漏洩防止の対策措置として、全従業員を対象とした個人情報保護教育を実施しております。

法令、規則、企業倫理に違反した行為などに対して、従業員による監視をより強化するため、社内通報制度である「企業内ホットライン」を設置しております。

取締役は11名で構成されており、重要な経営判断については取締役会での議論・審議により決定しております。また、経営理念達成に向けての戦略の周知徹底、業務執行の進捗状況の確認・報告及び審議検討を行い経営の適法性・効率性の確保に努めております。

当社は迅速かつ柔軟に経営判断を行い、効率的な会社運営を行うため、当社事業に精通した少数の取締役をもって取締役会を構成しております。現時点では法令上の社外取締役の要件を満たし、企業経営の理解に加え、当社事業に関する深い知識と経験を有した適任者の選定に至っておりません。適任者でない方を形式的に社外取締役として選任した場合、機動的かつ柔軟な経営判断を阻害される恐れがあるため、社外取締役を選任しておりません。

監査役は4名（うち社外監査役2名）で構成されており、違法性の監査のみならず、社外監査役の立場から経営全般について客観的な見地から助言・提言を行っております。また、経営陣から独立した立場で、取締役会及び重要な会議に出席することにより、経営の監視強化を図っています。なお、当社は独立役員として社外監査役1名を指定しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	ビジュアル化による株主総会の運営を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書・四半期報告書・決算短信・その他開示事項を適時掲載しております。また、投資家向けに半期・年度の決算説明資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務部長をIR担当とし、関係部署と連携をとり、必要に応じ外部専門家のアドバイスを受けております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	日頃のご愛顧・ご支援に感謝するとともに、当社株式への投資魅力を高め、中長期的な当社株式保有と株主拡大を目指すため、以下のとおり株主優待制度を取り入れております。 (1) 毎年9月30日現在で100株以上保有の株主の皆様へ「銘茶」を贈呈 (2) 毎年3月31日及び9月30日現在で100株以上保有の株主の皆様へ、介護付有料老人ホーム「ライフステージ阿佐ヶ谷」の終身契約入居金及び体験入居利用料の割引

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会で決議いたしました「内部統制原則」並びに「内部統制システムの基本方針」に基づき、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守及び資産の保全等、内部統制の目的を達成するため、効率的な内部統制システムを構築し継続的な運用及び改善を進めております。

<内部統制基本方針>

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 企業理念の中でコンプライアンスに基づく企業活動を掲げると共に、取締役、執行役員、従業員を含め、法令、定款および社内規程の遵守・徹底を図る。

(2) 取締役会は取締役会規程を定め、月1回開催を原則とし、必要に応じて随時開催し取締役間の意志疎通を図ると共に、法令に従い相互に業務執行の監督をする。

(3) 取締役の職務執行は、法令ならびに監査役の監査方針に従い、監査役が監査をする。

(4) 取締役会の下部組織として内部統制推進委員会を設置し、委員会は、本方針に基づいた運用状況の確認と改善を要する場合は関係部署を通じて改善措置を講じる。また、確認した結果および改善を要する事項は定期的に取締役会に報告をする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、取締役会規程および文書管理規程に基づき記録し、保存・管理する。記録は文書保管および保存要領に定められた期間、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(1) 取締役会は事業の継続性確保のためリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努める。

(2) リスク管理委員会を設置し、各部門のリスク管理体制の整備を支援するとともに、全社的なリスクの把握及び取組状況を監査し、結果を適時取締役会に報告する。

(3) 各部門長および使用人は自部門のリスク管理体制を適宜整備・改善する共に、自部門に内在するリスクの洗い出しリスクの軽減に努める。

(4) 工場の安全および環境整備に関しては、安全対策のための基本方針および事故発生時の対策措置について定めた「安全対策本部規程」等に基づき、適宜整備・改善に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 効率的な業務執行を執り行うため、業務分掌規程等によって、職務分掌を適切に定め、権限委譲を行い、機動的な意思決定に努める。

(2) 適切な人事考課、充実した社員研修を行い、社員のモラルを高めるように努める。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 使用人は法令および就業規則・関係諸規定に基づき、企業理念・法令遵守・企業倫理に則った業務の執行に当たり、各部門は職制を通じて業務執行の徹底と監督を行う。

(2) 内部監査室は、コンプライアンス及び内部監査を担当し、「内部監査規程」に基づき各部門の業務監査・会計監査を実施し、不正の発見、防止およびその改善を図ると共に、監査結果を報告する。

(3) CSR推進本部と人事部は連携してコンプライアンスの周知徹底を図るために定期的に社員研修を実施する。

(4) 違法行為等によるコンプライアンスリスクの最小化を図るために、内部通報制度等の整備・構築を図る。

6. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の連結子会社の経営については、子会社の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告および重要案件の事前協議を実施する等適正な子会社管理に努める。

(2) 子会社の監査役は当社の監査役が兼務し、当社の取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、当社の監査役は子会社の業務執行状況を監査する。

(3) 子会社は当社との連携を図り、内部統制システムの整備を図る。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。

(2) 使用人の異動・評価は、監査役の同意を得ることとする。

8. 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役、執行役員、使用人は、監査役の求めに応じて業務執行状況を報告する。

(2) 取締役は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合は速やかに監査役に報告する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役（監査役会）と代表取締役、会計監査人は適宜会合をもち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深める。また、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。

(2) 監査役（監査役会）は代表取締役および取締役会に対し、監査方針および監査計画ならびに監査の実施状況・結果について適宜報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断すると共に、これらの反社会的勢力に対しては、全社を挙げて組織的に毅然とした態度で対応する事を基本方針として倫理規定に定めております。

不当な要求に対する対応は、本社総務部が中心となり担当し、全社に係る不当な要求防止責任者は総務部長が担当しております。

また、管轄警察署担当係官ならびに弁護士等の専門家とは、平素から緊密な連携を保ち、相談、助言、指導等を受けております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

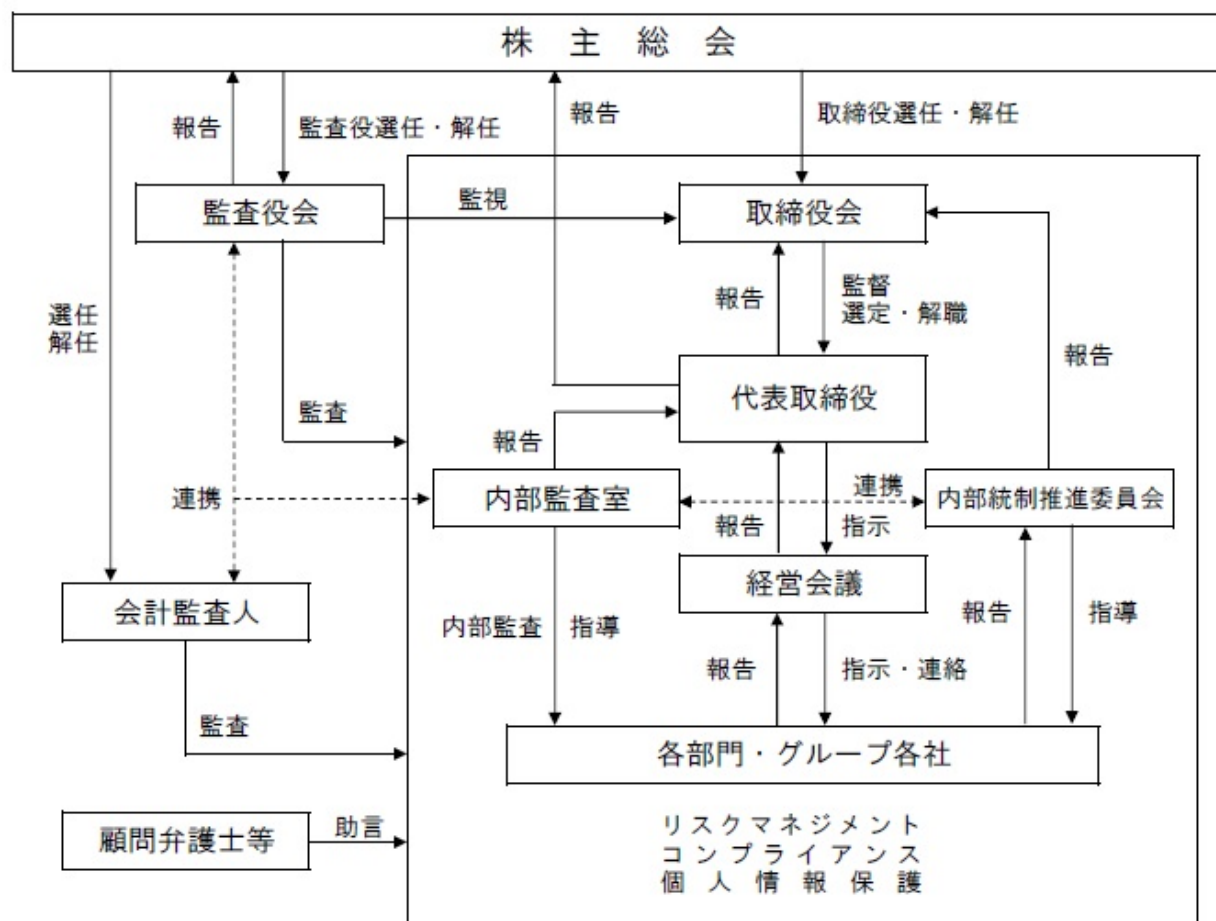
該当項目に関する補足説明

――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は法令を順守すべきことと適時適切な企業情報の開示を全社員に周知徹底しております。
取締役会決議を経た決定事実および決算情報、あるいは当社の経営に影響を及ぼす発生事実は、遅延なく東京証券取引所が定める適時開示規則に照らして情報開示の要否を速やかに判断し、社長の承認を得て、TDnetで電子開示および報道機関への公表を行います。併せて、当社HPのIRサイトへの資料掲載も実施し、公平、正確かつ迅速な情報開示を図っております。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図



開示体制についての模式図

